

御堂筋におけるイチョウの供給等に関する協定書

大阪市（以下「甲」という）とグンゼ株式会社（以下「乙」という）は、平成30年9月に襲来した台風21号による御堂筋のイチョウ並木の甚大な被害を鑑み、御堂筋のイチョウ並木を健全に保存し、後世に伝えていくため、イチョウ樹木（以下「イチョウ」という）の供給等について次のとおり協定を締結する。

（協定範囲）

第1条 対象区間は、国道25号および176号（都市計画道路名称を 広路4 御堂筋線という）のうち、阪急前交差点から難波西口交差点までとする。

（依頼）

第2条 甲は、甲が管理するイチョウの保全育成上、必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有するイチョウの供給を依頼することができる。

2 前項の規定による依頼は、文書により行うものとする。ただし、やむを得ず文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。

3 前項ただし書きの場合においても、甲は、速やかに依頼の内容を記載した文書を乙に提出する。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条第1項の規定による依頼があったときは、甲に対し、当該依頼時点で可能な限り協力する。

（数量等の報告）

第4条 乙は、甲から第2条第1項の規定による依頼があったときは、甲に対し、当該依頼時点で乙が調達可能な数量を報告する。

2 本協定の目的を達成するため、乙はその形状寸法等について、甲の求めに応じて、当該寸法および生育状況を確認できる写真等により報告する。

（引渡し）

第5条 イチョウの引渡場所及び引渡日時は、甲が指定するものとし、当該引渡場所までの運搬は、乙が行うものとする。

（費用負担）

第6条 第4条第1項に基づくイチョウの費用は、乙の負担とする。

2 第5条に基づく当該引渡場所までの運搬にかかる費用は、乙の負担とする。

（寄附收受）

第7条 本協定に基づくイチョウの供給および運搬は、乙による甲への寄附とする。

2 寄附收受に際しては、乙は引渡しまでに文書により甲に寄附申出書を提出し、甲はイチョウ受領後に乙に受領書を発行する。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては建設局公園緑化部緑化課長とし、乙においてはコーポレートコミュニケーション部長とする。

(協議)

第9条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙のいずれからも意思表示がないときは同一内容で引き続き1年の期間をもって更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第11条 この協定を解除する場合は、解除日1カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和元年 12月 10日

甲 大阪府大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市長 松井 一郎

乙 大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号 ハービスOSAKA オフィスター
グンゼ株式会社 代表取締役社長 廣地 厚